環境影響評価審査会南淡ビオファーム 開発事業等会議録

1 日時 平成12年8月10日(木)13:00~16:00

場所 神戸市教育会館501号室

2 議題

- (1) 南淡ビオファーム開発事業に係る環境影響評価準備書の審査について
- (2) 洲本市内田地区における事後監視調査報告書について
- (3) 神鋼神戸発電所に係る事後監視調査結果報告書について
- (4) 環境影響評価審査会小委員会案件結果について

3 出席者

(1) 委員

齋藤会長、朝日委員、小嶋委員、小谷委員、北村委員、小泉委員、小松委員、 田中委員、辻委員、西村委員、藤井委員、前川委員、山下委員

(2) 事務局

環境局

環境政策課環境影響評価室

(3) 県関係課

環境政策課自然環境保全室、大気課、水質課

(4) 事業者等

株式会社森長組(議題(1)の項のみ) 太平洋セメント株式会社(議題(2)の項のみ) 神戸製鋼所神戸発電所(議題(3)の項のみ)

4 配布資料

資料1 全景パース図

資料2 事業計画について

資料3 各施設の必要性について

資料4 改変区域について

資料5 緑化計画について

資料6 自然環境創出区域整備計画について

資料7 環境影響評価審査会答申概要について

4 議事の概要

(1) 南淡ビオファーム開発事業

兵庫県知事(代理:環境局長)より環境影響評価審査会に諮問会長から慎重に審議を行っていきたいとの意見があった。 環境影響評価準備書の第1章(対象事業の内容)について事業者から説明後、 質疑

主な質疑は次のとおり。

委員: 7ページの学習機能というのがあるが、もう少し具体的に説明してもらいたい。内容としては、自然環境の拠点や希少種の保護育成の場を提供するだけで学習等、場を利用したソフト面、例えば学芸員をおくということまでは考えているのか。

また、多目的グランドの位置が変わり面積が増えているがなぜか。むしるやめて自然環境の場においておく方がよいのではないか。資料1のパース図では多目的グランドが芝生のようになっているが、準備書記載(19ページ)の内容はゲートボールや野球になっている。パース図と合っているのか。

事業者: (学習機能について)事業計画区域において貴重な動植物が確認されている。こういうものをより活用し、自然環境創出区域の中で様々な環境に配慮した整備の仕方といった方法について今回取り組み、それに適した環境を整備して多くの方々に見ていただいたり、ビオトープ、湿性植物の保全方法を紹介していく。教育上の課外授業にも積極的に活用していただけたらと思う。また、植物園の機能として、植物の紹介であるとか、それに適した維持管理をしてさらなる充実をしていきたいと考えていますが、ソフト面までは考えていない。

(多目的グランドについて)多目的広場の位置、大きさについては、自然環境創出区域の拡大と研究所を一カ所にまとめることを考えたことから、地形上の理由でどうしても有効的な広さをとろうとするとこうなり、結果的に5000㎡ほど増えている。

(パース図について)パース図はイメージ図であり、グランドをクレー(土) コートにするのか芝生にするのか検討していたが、現在のところ、クレーコートを考えている。パース図はあくまでもイメージ図にしてほしい。

委員: グランドを自然環境創出区域の中へこれだけの面積をとるよりも、自然環境創出区域の面積を広げてはどうか。

委員: 20ページの給水計画は完成後の計画なのか。

委員:造成とか、植栽とか、工場で使う水は確保されているのか。また、本庄川 ダムの水を利用する事になっているが、他に本庄川ダムの水の利用者はいな いのか。あるいはどのくらい水が溜まっているのか。工場で水を循環するこ とになっているが補給だけでもかなりの量になると思うが、それは確保され ているのか。必要補給水量とのバランスシートはできているのか。

事業者: 給水計画は完成後の計画である。次回資料を提出し説明します。

環境影響評価準備書の第3章(第1次審査意見書に対する事業者の見解)について事業者から説明

主な質疑は次のとおり。

委 員 : 事業者の見解については、後の章の中で説明をいただくので、その時に委 員から質問をいただくことにします。

(事業者退席後)

委員: 当初の計画から縮小したものとなっているが、縮小すると事業として成立するのか。事業がうまくいかないと記載されたとおりの環境保全措置が行われないということに成り得るのではないか。残土がどれだけ関西空港に搬出されるのかというのが気になる

事務局: 事業の成立性や残土の搬出先が問題となることについて事業者に話はしている。

残土の搬出先については当初関西空港を想定していたようであったが、現在、洲本市内と津名町内からということになっている。他の地域からの土量が少なくなれば、或いは必要土量が多くなれば、南淡町内からの搬出もありえるが、今のところ関西空港への搬出はないと聞いている。その時、どこに土を持っていくのか、その見込みを説明する資料等を用意するよう事業者に話はしている。

概要書の段階でも説明されたが、当事業は土取事業で対象としているのではなくビオファーム事業として対象としているので、ビオファーム事業を行うために切り盛りをするということになっているが、どこまで切り盛りする必要があるのかということもあり、第1次意見書では「不必要な土地改変を厳に慎むよう」記載している。この件についても説明するよう事業者に話はしている。

委員: 淡路島の水事業はどうなっているのか。本土から大橋を使って水道水が行っているのか。

事務局 : それが南淡町まで行っているか確認はしていない。

委員: 淡路島の河川はどぶ川のようになっており、それでいけるのか。

委員: 徳島県からはどうなのか。

事務局: 一般への給水は行っていない。

委員: 水の収支はきっちり押さえておく必要がある。交通の発達で人が集まるよ

うになって従来の水計算でよかったか今後問題になるかもしれない。

事務局 : 計画給水量は生活用水しか記載されていない。事業用水については記載が

ない。気になっているところである。本庄川ダムの水収支がない。

委員: 淡路はいつも南から水危機がくる。

委員: パース図は20年先の図になっているが、ここにいくまでに途中の段階の

図が必要ではないか。

委員: この辺りを踏まえ、今後審査に入っていただきたい。

事務局 : 8月21日に当事業及び後程ご報告する洲本市内田地区における土石採取

事業に係る現地調査を実施する予定です。以前、当事業の概要書の段階で現地をご確認いただいていない先生方を中心に参加していただきたいと存じます。なお、以前調査いただいた先生の参加を妨げるものではありませんので、

ふるって参加いただきたいと思います。

委員: 了解

(2) 洲本市内田地区における土石採取事業

事務局: 事後監視結果報告は、審査会で諮問させていただくものではないが、条例

施行後、はじめてのケースであることから、暫くの間は、その内容について 説明させていただき、このようなものでいいかどうか、御意見をいただきた

いと考えている。

<事後監視調査結果報告書に基づき説明後、質疑>

主な質疑は次のとおり

委員: 騒音・振動について体感的にはどうか。

事業者: 発破の際、感じることがある。

委員: 規定値がないため、体感で尋ねた。G、N鉱区の総薬量600kgという

のは規模的にはどうか。

事業者: 中規模である。薬量を端では落としている。

委員: 動植物の移植先には、移植するまでは、その種がいないことを確認したの

か。

事業者 : 植物の場合は、移植できそうな環境だけれども、そこには生育していない

という場所もあったが、ここは移植によいと思うと、やはり既に生育している場合が多かった。動物の場合は、移植に良いだろうと思えるところには、 ほぼ生育している。逆に生育しているところでないと移植動物も生育しない のではないかということで、個体保護という意味でそういう場所に移植した。

事務局 : ナメクジウオが調査で確認されているが、どのくらいの時期まで調査して

いく必要があるのか。

委員: 続けて調査していただいたらいいんじゃないかと思う。何もないところで

も生態系が変わる。去年の調査は桟橋の付近だけであるが、その南にはいな

いのか。

事業者: 事業の影響が及ぶという観点から桟橋周辺のみに限った。

委員: たぶんいると思う。確認してほしい。淡路島はナメクジウオの貴重な生息

地であるので、今後、3年毎くらいに生息状況の確認を行ってほしい。

(3) 神鋼神戸発電所

< 工事中事後調査報告書に基づき(OHP使用)説明後、質疑> 質疑なし。

(4) 環境影響評価審査会小委員会案件結果について

<前回の総会以降、小委員会において審査され答申を受けた案件について事務局より報告。(東播磨南北道路、武庫川ダム建設事業、学園南土地区画整理事業、西神第2地区新住宅市街地開発事業、西神第3地区工業団地造成事業、尼崎市立クリーンセンター第2工場)>

(以上)